

第 6 1 号議案

令和 7 年度芦屋市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度芦屋市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（条文の追加）

第 2 条 令和 7 年度芦屋市水道事業会計予算第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
芦 屋 市 水 道 料 金 収納業務等業務委託	令和 8 年度から 令和 1 3 年度まで	5 6 1 , 1 3 2 千円

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	その他
芦 屋 市 水 道 料 金 収納業務等業務委託	千円 561,132	—	千円 —	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	千円 561,132	千円 561,132

芦屋市水道料金収納業務等業務委託

1 委託期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで。

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までは、前回委託業者との引継ぎ期間となり、委託料は発生しません。

2 業務の履行場所

芦屋市水道事業給水区域内

3 事務所設置場所

東館 1 階（現水道お客様センター）

4 業務内容

- (1) 窓口受付業務（インターネット・電子メール・F A X ・電話等受付を含む。）
- (2) 給水契約（使用開始・使用中止）業務、閉栓に伴う現地精算業務
- (3) 無届使用、無届転居者対応
- (4) 水道メーター検針業務
- (5) 納付書等印刷・発送業務
- (6) 収納業務（上下水道料金その他、検査手数料等を含む）、口座振替業務
- (7) 滞納整理業務（給水停止業務を含む。）
- (8) 奥池地区開・閉栓業務
- (9) 水道メーター管理（入・出庫対応、在庫管理）
- (10) その他関連業務

5 業務日及び時間

原則、土日祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで。（窓口は午後 5 時まで。）